

資料 2

専門分科会の開催状況について



◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

◆高知県社会福祉審議会規則第7条

身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。

審査部会

部会開催時期：7月、11月、3月

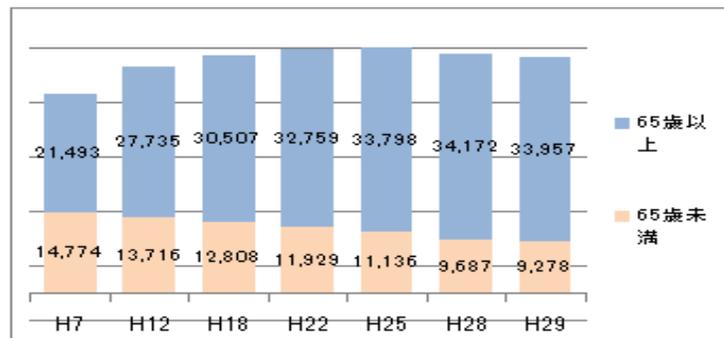
<審議内容>

- ・身体障害者の障害程度の審査  
(身体障害者手帳の非該当などの審査)  
平成29年度審査件数：0件
- ・身体障害者手帳の交付に関する診断書を作成する医師の指定の審査  
(身体障害者福祉法第15条)  
平成29年度審査件数：25名

※部会開催のほか、身体障害者手帳の障害等級判定に関して、県障害保健福祉課職員が審査部会の委員を随時訪問し、判定依頼を行っている。

身体障害者手帳交付数の推移 (各年3月31日現在)

36,267 41,451 43,315 44,688 44,934 43,859 43,235



身体障害者手帳障害部位別割合 (H29.3.31現在)



更生医療部会

部会開催時期：7月、11月、3月

<審議内容>

- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の指定の審査  
平成29年度審査件数：5件（薬局4件、病院1件）
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の指定の取り消し等の審査  
平成29年度審査件数：0件
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の主たる医師の変更、管理薬剤師の変更の審査等  
平成29年度審査件数：22件（主たる医師の変更1件、管理薬剤師の変更21件）

※指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）数（平成29年12月1日現在）  
薬局：183 病院・診療所：36 訪問看護ステーション：7

◆自立支援医療（公費負担制度）

- 育成医療（18歳未満）：身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の力を得るために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第1項）
- 更生医療（18歳以上）：身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第2項）

更生医療レセプト件数の推移

